

保険証をご使用いただけるのは退職日までです！！

退職後は、在職中の健康保険証は使用できません！

会社を退職されて健康保険の資格がなくなった後も、在職時の健康保険証を医療機関などで、誤って使用する『無資格受診』が多く発生しています。

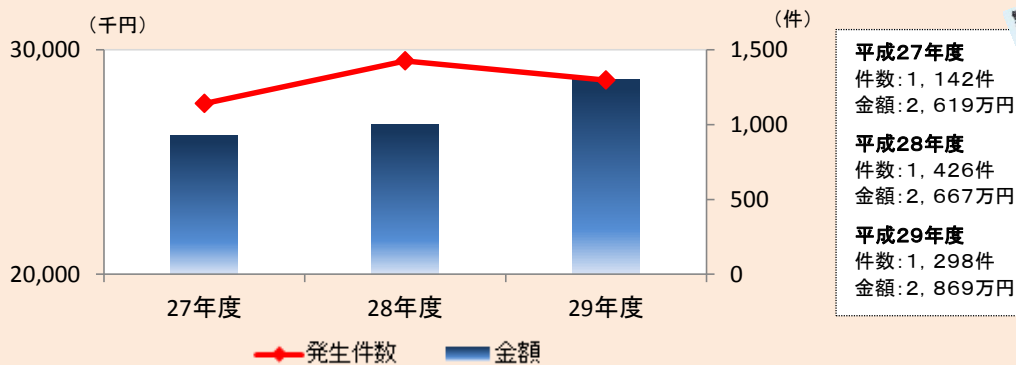
既に資格を喪失し、無効となった健康保険証で受診された場合、健康保険(協会けんぽ)で負担した医療費(総医療費の7割～9割)を返納いただくことになります。

下の表は、平成27、28、29年度における山口支部の『無資格受診』による返納金の発生件数と金額です。平成29年度は、発生金額が最も多い状況となっております。

『無資格受診』が多く発生しますと、一時的に医療費を立て替えることとなる協会けんぽの財政を圧迫することとなり、健康保険料の上昇にもつながりかねません。

退職後に無効となった健康保険証は、速やかにご返却いただきますようお願いいたします。

無資格受診による返納金の発生件数・金額



平成27年度
 件数: 1,142件
 金額: 2,619万円

平成28年度
 件数: 1,426件
 金額: 2,667万円

平成29年度
 件数: 1,298件
 金額: 2,869万円

健康保険証が使用できなくなる日(資格喪失日)

■ 被保険者

- ① 退職日の翌日
- ② 75歳に到達した日
- ③ 死亡した日の翌日

■ 被扶養者

- ① 就職された日
- ② 一定の収入を超えたことにより被扶養者でなくなった日
- ③ 75歳に到達した日
- ④ 死亡した日の翌日

